

○熊本県環境影響評価条例

(平成 12 年 6 月 21 日条例第 61 号)

改正 平成 23 年 3 月 23 日条例第 17 号 平成 26 年 12 月 25 日条例第 76 号

熊本県環境影響評価条例をここに公布する。熊本県環境影響評価条例

目次

第 1 章 総則(第 1 条―第 3 条)

第 2 章 技術指針(第 4 条)

第 3 章 環境影響評価に関する手続等

第 1 節 配慮書の作成等(第 4 条の 2―第 4 条の 7)

第 2 節 方法書の作成等(第 5 条―第 10 条)

第 3 節 環境影響評価の実施等(第 11 条・第 12 条)

第 4 節 準備書の作成等(第 13 条―第 20 条)

第 5 節 評価書の作成等(第 21 条―第 24 条)

第 4 章 対象事業の内容の修正等(第 25 条・第 26 条)

第 5 章 評価書の公告及び縦覧後の手続(第 27 条―第 33 条)

第 6 章 事後調査の実施等(第 34 条―第 36 条)

第 7 章 環境影響評価その他の手続の特例等

第 1 節 都市計画に定められる対象事業等に関する特例(第 37 条・第 38 条)

第 2 節 港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続(第 39 条・第 40 条)

第 8 章 環境影響評価法との関係(第 41 条―第 42 条)

第 9 章 熊本県環境影響評価審査会(第 43 条)

第 10 章 雑則(第 44 条―第 51 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うとともにその事業に係る事後調査を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価及び事後調査について県等の責務を明らかにするとともに、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価及び事後調査が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業内容に関する決定に反映させるための措置をとること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮が

なされることを確保し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境影響評価 事業(特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更(これと併せて行うしゅんせつを含む。)並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。)の実施が環境に及ぼす影響(当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。)について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置がとられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。
- (2) 対象事業 別表に掲げる事業の種類いずれかに該当する一の事業であつて、規模(形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。)、実施される地域等により環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。
- (3) 事業者 対象事業を実施しようとする者(委託に係る対象事業にあつてはその委託をしようとする者)をいう。
- (4) 事後調査 対象事業に係る工事等の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境の状況を把握するために行う調査をいう。

(県、事業者及び県民の責務)

第3条 県、事業者及び県民は、事業の実施前における環境影響評価及び事業の実施以後における事後調査の重要性を深く認識して、この条例の規定による環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。

第2章 技術指針

(技術指針)

第4条 知事は、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価及び事後調査その他の手続を適切に行うために必要な技術的な指針(以下「技術指針」という。)を定めるものとする。

2 技術指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 次条に規定する計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針

- (2) 環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針
 - (3) 環境の保全のための措置に関する指針
 - (4) 事後調査の項目及び手法を選定するための指針
- 3 知事は、技術指針の内容について常に適切な科学的知見に基づく判断を加え、必要な変更を行うものとする。
- 4 知事は、技術指針を定め、又は変更しようとするときは、熊本県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。
- 5 知事は、技術指針を定め、又は変更したときは、速やかに、これを公示するものとする。

第3章 環境影響評価に関する手続等

第1節 配慮書の作成等

(計画段階配慮事項についての検討)

第4条の2 事業者は、対象事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定するに当たっては、技術指針で定めるところにより、当該事業の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）についての検討を行わなければならない。

(配慮書の作成)

第4条の3 事業者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 対象事業の目的及び内容
 - (3) 事業実施想定区域及びその周囲の概況
 - (4) 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果を取りまとめたもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて配慮書を作成することができる。

(配慮書の送付等)

第4条の4 事業者は、配慮書を作成したときは、速やかに、規則で定めるところにより、知事及び対象事業が事業実施想定区域において実施されると想定した場合における当該対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、これを送付するとともに、当該配慮書及びこれを要約した書類を公表しなければならない。

(配慮書についての知事の意見等)

第4条の5 知事は、前条の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、規則で定める期間内に、事業者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、配慮書について、前条に規定する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第1項の場合において、知事は、配慮書について、熊本県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

4 第1項の場合において、知事は、前2項の規定による意見を勘案するものとする。

5 知事は、第1項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを前条に規定する市町村長に送付するものとする。

(配慮書についての意見の聴取)

第4条の6 事業者は、規則で定めるところにより、配慮書の案又は配慮書について、一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。

(対象事業の廃止等)

第4条の7 事業者は、第4条の4の規定による公表を行ってから第7条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、知事及び第4条の4に規定する市町村長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(1) 対象事業を実施しないこととしたとき。

(2) 第4条の3第1項第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が対象事業に該当しないこととなったとき。

(3) 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前項第3号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、同項の規定による公表の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに事業者となった者について行われたものとみなす。

第2節 方法書の作成等

(方法書の作成)

第5条 事業者は、配慮書の内容を踏まえるとともに、第4条の5第1項の意見が述べられたときはこれを勘案して、第4条の2の事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定し、対象事業に係る環境影響評価を行う方法(調査、予測及び評価に係るものに限る。)について、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 対象事業の目的及び内容
 - (3) 対象事業が実施されるべき区域(以下「対象事業実施区域」という。)及びその周囲の概況
 - (4) 第4条の3第1項第4号に掲げる事項
 - (5) 第4条の5第1項の意見
 - (6) 前号の意見についての事業者の見解
 - (7) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法(当該手法が決定されていない場合にあっては、対象事業に係る環境影響評価の項目)
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて方法書を作成することができる。

(方法書の送付)

第6条 事業者は、方法書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、方法書及びこれを要約した書類(次条において「要約書」という。)を送付しなければならない。

(方法書についての公告及び縦覧)

第7条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、方法書及び要約書を前条に規定する地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(説明会の開催等)

第7条の2 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第6条に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会(以下「方法書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

- 2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。
- 3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の意見を聴くことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、第2項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。

5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。
(方法書についての意見書の提出)

第8条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第7条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。
(方法書についての意見の概要の送付)

第9条 事業者は、前条第1項の期間を経過した後、知事及び第6条に規定する市町村長に対し、前条第1項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類を送付しなければならない。

(方法書についての知事の意見等)

第10条 知事は、前条の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、方法書について前条に規定する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第1項の場合において、知事は、方法書について熊本県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

4 第1項の場合において、知事は、前2項の規定による意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見に配意するものとする。

5 知事は、第1項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを前条に規定する市町村長に送付するものとする。

第3節 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

第11条 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第8条第1項の意見に配意して第5条第1項第7号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

(環境影響評価の実施)

第12条 事業者は、前条の規定により選定した項目及び手法に基づいて、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

第4節 準備書の作成等

(準備書の作成)

第13条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、規則で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成しなければならない。

- (1) 第5条第1項第1号から第6号までに掲げる事項
- (2) 第8条第1項の意見の概要
- (3) 第10条第1項の知事の意見
- (4) 前2号の意見についての事業者の見解
- (5) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- (6) 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの

ア 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの(環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。)

イ 環境の保全のための措置(当該措置をとることとするに至った検討の状況を含む。)

ウ 事後調査の内容

エ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

- (7) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第5条第2項の規定は、準備書の作成について準用する。

(準備書の送付等)

第14条 事業者は、準備書を作成したときは、第6条の規則で定めるところにより、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(第8条第1項及び第10条第1項の意見並びに第12条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み第6条の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。)を管轄する市町村長(以下「関係市町村長」という。)に対し、準備書及びこれを要約した書類(次条において「要約書」という。)を送付しなければならない。

(準備書についての公告及び縦覧)

第15条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、準備書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(説明会の開催等)

第 16 条 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下「準備書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第 7 条の 2 第 2 項から第 5 項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第 4 項中「第 2 項」とあるのは「第 16 条第 2 項において準用する第 2 項」と、同条第 5 項中「前各項」とあるのは「第 16 条第 1 項及び同条第 2 項において準用する前 3 項」と読み替えるものとする。
(準備書についての意見書の提出)

第 17 条 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第 15 条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。
(準備書についての意見の概要等の送付)

第 18 条 事業者は、前条第 1 項の期間を経過した後、知事及び関係市町村長に対し、同項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を送付しなければならない。
(公聴会の開催)

第 19 条 知事は、前条の書類の送付を受けた後、次条第 1 項の意見を述べるために必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、公聴会を開催し、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を聴くことができる。

2 知事は、前項の公聴会を開催したときは、速やかに、当該公聴会において述べられた意見の概要を記載した書類を作成し、事業者及び関係市町村長に送付するものとする。
(準備書についての知事の意見等)

第 20 条 知事は、第 18 条の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、準備書について関係市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第 1 項の場合において、知事は、準備書について熊本県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

4 第 1 項の場合において、知事は、前 2 項の意見を勘案するとともに、第 18 条の書類に記載された意見及び事業者の見解並びに前条第 1 項の公聴会において述べられた意見に配慮するものとする。

5 知事は、第 1 項の意見を述べたときは、同項の書面の写しを関係市町村長に送付するものとする。

第 5 節 評価書の作成等

(評価書の作成)

第 21 条 事業者は、前条第 1 項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第 17 条第 1 項の意見及び第 19 条第 2 項の書類に記載された意見に配意して、準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき(当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。)は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

- (1) 第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の修正(事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当するものを除く。) 同条から第 23 条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。
- (2) 第 5 条第 1 項第 1 号又は第 13 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで若しくは第 7 号に掲げる事項の修正(前号に該当する場合を除く。) 次項、次条及び第 23 条の規定による環境影響評価その他の手続を行うこと。
- (3) 前 2 号に掲げるもの以外のもの 技術指針で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。

2 事業者は、前項第 1 号に該当する場合を除き、同項第 3 号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書(以下「評価書」という。)を、規則で定めるところにより作成しなければならない。

- (1) 第 13 条第 1 項各号に掲げる事項
- (2) 第 17 条第 1 項の意見の概要
- (3) 第 20 条第 1 項の知事の意見
- (4) 前 2 号の意見についての事業者の見解
- (5) 準備書の内容を修正した場合には、その概要及び理由

(評価書の送付)

第 22 条 事業者は、評価書を作成したときは、速やかに、知事及び関係市町村長に対し、評価書及びこれを要約した書類(次条において「要約書」という。)を送付しなければならない。

(評価書の公告及び縦覧)

第 23 条 事業者は、前条の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して 1 月間、評価書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(評価書の内容についての措置要請等)

第 24 条 知事は、第 22 条の規定による評価書の送付があった場合において、評価書の内容について環境の保全上必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置をとることを求めることができる。

2 知事は、前項の措置をとることを求めた場合は、その旨を関係市町村長及び第 31 条に規定する権限を有する者に通知するものとする。

第 4 章 対象事業の内容の修正等

(事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続)

第 25 条 事業者は、第 7 条の規定による公告を行ってから第 23 条の規定による公告を行うまでの間に第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項を修正しようとする場合(第 21 条第 1 項の規定の適用を受ける場合を除く。)において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第 5 条から第 23 条までの規定による環境影響評価その他の手続を経なければならない。ただし、当該事項の修正が事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当する場合は、この限りでない。

(対象事業の廃止等)

第 26 条 事業者は、第 7 条の規定による公告を行ってから第 23 条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、方法書、準備書又は評価書の送付を当該事業者から受けた者にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(1) 対象事業を実施しないこととしたとき。

(2) 第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が対象事業に該当しないこととなったとき。

(3) 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前項第 3 号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、同項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者について行われたものとみなす。

第 5 章 評価書の公告及び縦覧後の手続

(対象事業の実施の制限)

第 27 条 事業者は、第 23 条の規定による公告を行うまでは、対象事業(第 21 条第 1 項又は第 25 条の規定による修正があった場合において当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業)を実施してはならない。

2 事業者は、第 23 条の規定による公告を行った後に第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更が事業規模の縮小、規則で定める軽微な変

更その他の規則で定める変更該当するときは、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要しない。

- 3 第1項の規定は、第23条の規定による公告を行った後に第5条第1項第2号に掲げる事項を変更して当該事業を実施しようとする者(前項の規定により環境影響評価その他の手続を経ることを要しないこととされる事業者を除く。)について準用する。この場合において、第1項中「公告」とあるのは、「公告(同条の規定による公告を行い、かつ、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を再び経た後に行うものに限る。)」と読み替えるものとする。

- 4 事業者は、第23条の規定による公告を行った後に対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合には、その旨を公告しなければならない。この場合において、前条第2項の規定は、当該引継ぎについて準用する。

(評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施)

第28条 事業者は、第23条の規定による公告を行った後に、対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適切な配慮をするために第13条第1項第5号又は第6号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該変更後の対象事業について、更に第5条から第23条まで又は第11条から第23条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

- 2 事業者は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公告するものとする。
- 3 第24条から前条までの規定は、第1項の規定により環境影響評価その他の手続が行われる対象事業について準用する。この場合において、同条第1項中「公告」とあるのは、「公告(次条第1項に規定する環境影響評価その他の手続を行った後に行うものに限る。)」と読み替えるものとする。

(評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施の要請)

第29条 知事は、事業者が第23条の規定による公告(同条の規定による公告を行った後に、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を再び経たときは、当該手続後に行う公告)を行ってから対象事業に係る工事に着手しないで5年以上を経過した場合において、対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適切な配慮をするために第13条第1項第5号又は第6号に掲げる事項が変更されるべきであると認めるときは、当該事業者に対して、更に第5条から第23条まで又は第11条から第23条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うよう求めることができる。

(免許等に係る環境の保全の配慮についての審査)

第30条 知事は、法令(条例を含む。以下同じ。)の規定であつて規則で定めるものに基づき、対象事業に係る免許、特許、許可、認可又は承認(以下「免許等」という。)の審

査を行うに際し、評価書の内容等に基づいて、当該対象事業につき、事業者が環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなければならない。

- 2 前項の場合において、知事は、免許等に係る法令の規定及び免許等の基準に関する審査と前項の規定による環境の保全に関する審査の結果を併せて、免許等をするかどうか又はどのような条件を付するかを判断するものとする。
- 3 前2項の規定は、法令の規定であって規則で定めるものに基づき、知事が対象事業に係る届出(法令の規定において、当該届出を受理した日から起算して一定の期間内に、その変更について勧告又は命令をすることができることが規定されているものに限る。以下「特定届出」という。)を審査し、当該勧告又は命令をするかどうかを判断する場合について準用する。
- 4 知事は、第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合のほか、対象事業に係る免許等を行う場合又は特定届出を受理した場合においては、当該免許等又は特定届出に係る法令の規定に反しない限りにおいて、評価書の内容等に基づいて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査するものとする。

(知事以外の免許等の権限を有する者に対する環境保全に関する配慮要請)

第31条 知事は、対象事業に係る免許等又は特定届出の受理の権限を有する者が知事以外の者であるときは、当該権限を有する者に対して、評価書を送付し、当該免許等又は当該特定届出に係る事項の審査に際し、当該評価書の内容等に基づいて、環境の保全の見地から適正な配慮がなされることを確保されるよう要請するものとする。

(事業者の環境の保全の配慮)

第32条 事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようにしなければならない。

(工事着手等の届出)

第33条 事業者は、対象事業に係る工事に着手したとき、又は当該工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を書面で知事及び関係市町村長に届け出るものとする。

第6章 事後調査の実施等

(事後調査の実施等)

第34条 事業者は、対象事業に係る工事に着手した後、評価書に記載された事後調査を実施し、その結果について規則で定める事項を記載した報告書(以下「事後調査報告書」という。)を作成し、知事及び関係市町村長に送付しなければならない。

- 2 知事は、事後調査報告書の送付を受けたときは、規則で定めるところにより、事業者から事後調査報告書の送付を受けた旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、事後調査報告書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規

則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(環境の保全上の措置の実施の要請)

第 35 条 知事は、前条第 1 項の規定による事後調査報告書の送付を受けた場合において、その内容を検討し、環境の保全のための措置をとる必要があると認めるときは、事業者に対し、当該措置をとるよう求めることができる。

2 前項の場合において、知事は、必要に応じて熊本県環境影響評価審査会の意見を聴くことができる。

(申出事業)

第 36 条 別表に掲げる事業のうち、対象事業に該当しない事業であつて、当該事業を実施しようとする者がこの条例の規定による環境影響評価及び事後調査その他の手続の実施を規則で定めるところにより書面で知事に申し出たもの(以下「申出事業」という。)については、この条例中対象事業に関する規定を準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは、「申出事業を実施しようとする者(委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者)」と読み替えるものとする。

2 申出事業を実施しようとする者は、環境影響評価及び事後調査その他の手続を中止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に書面により申し出るとともに、その旨を公告しなければならない。

3 知事は、前 2 項の規定による申出を受けたときは、当該申出事業に係る環境影響評価及び事後調査その他の手続に関係すると認める地域を管轄する市町村長に当該申出に係る書面の写しを送付しなければならない。

第 7 章 環境影響評価その他の手続の特例等

第 1 節 都市計画に定められる対象事業等に関する特例

(都市計画に定められる対象事業等に関する特例)

第 37 条 対象事業が都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第 5 項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、第 4 条の 2 から第 32 条までの規定により事業者が行うべき環境影響評価その他の手続は、当該都市計画に係る環境影響評価法(平成 9 年法律第 81 号。以下「法」という。)第 38 条の 6 第 1 項に規定する都市計画決定権者(以下「都市計画決定権者」という。)が県である場合にあつては県が当該対象事業に係る事業者に代わる者として規則で定めるところにより当該対象事業又は対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとし、当該都市計画に係る都市計画決定権者が県以外の者である場合にあつてはその者が当該対象事業に係る事業者に代わる者として規則で定めるところにより当該対象事業又は対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更を

する手続と併せて行うことができる。この場合において、第4条の3第2項、第4条の7第1項第3号及び第2項、第5条第2項、第13条第2項並びに第26条第1項第3号及び第2項の規定は、適用しない。

- 2 前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第4条の2から第32条までの規定に関し必要な技術的読替えは、規則で定める。

(事業者の協力)

第38条 前条の規定により都市計画の決定又は変更をする手続と併せて環境影響評価その他の手続を行う者(以下「評価実施者」という。)は、事業者に対し、同条に規定する環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、方法書説明会及び準備書説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

- 2 事業者は、評価実施者から要請があったときは、その要請に応じ、必要な環境影響評価を行うものとする。

第2節 港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続

(用語の定義)

第39条 この節において「港湾環境影響評価」とは、港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第2項に規定する重要港湾に係る同法第3条の3第1項に規定する港湾計画(以下「港湾計画」という。)に定められる港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全(以下「港湾開発等」という。)が環境に及ぼす影響(以下「港湾環境影響」という。)について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその港湾計画に定められる港湾開発等に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置がとられた場合における港湾環境影響を総合的に評価することをいう。

(港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続)

第40条 港湾法第2条第1項の港湾管理者(以下「港湾管理者」という。)は、港湾計画の決定又は決定後の港湾計画の変更のうち、規模の大きい埋立てに係るものであることその他の規則で定める要件に該当する内容のものを行おうとするときは、当該決定又は変更に係る港湾計画(法第48条第1項の対象港湾計画を除く。以下「対象港湾計画」という。)について、次項及び第3項に定めるところにより、港湾環境影響評価その他の手続を行わなければならない。

- 2 第3章第3節から第6章まで(第13条第1項第4号及び第2項、第26条第1項第3号及び第2項、第27条第4項、第28条から第33条まで並びに第36条を除く。)の規定は、前項の規定による港湾環境影響評価その他の手続について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、規則で定める。
- 3 港湾管理者は、対象港湾計画の決定又は決定後の対象港湾計画の変更を行う場合には、前項において準用する第21条第2項の評価書に記載されているところにより、当該対

象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響について配慮し、環境の保全が図られるようにするものとする。

第8章 環境影響評価法との関係

(法の規定による計画段階配慮事項の検討その他の手続を行う者に対する適用除外等)

第41条 法第2章第1節の規定による計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う者については、第3章第1節(第4条の5を除く。)の規定は、適用しない。

2 前項に規定する者に対する第4条の5の規定の適用については、同条第1項中「前条の規定による送付を受けたとき」とあるのは「法第3条の7第1項の規定により意見を求められたとき」と、「事業者」とあるのは「同項の規定により意見を求めた者」と、「配慮書」とあるのは「法第3条の3第1項に規定する配慮書（以下この条において「配慮書」という。）」と、同条第2項及び第5項中「前条に規定する市町村長」とあるのは「当該配慮書に係る事業が法第3条の2第1項に規定する事業実施想定区域において実施されると想定した場合における当該事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長」とする。

3 知事は、法第3条の9第1項(法第3条の10第2項の規定により適用される場合を含む。)の規定による公表(法第3条の9第1項第2号の場合に係るものに限る。)又は法第4条第3項第2号の措置が行われた場合において、当該公表又は措置に係る事業が対象事業に該当するときは、この条例の規定に相当する法の規定により行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続を、この条例の規定により行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続とみなすことができる。

4 前項の規定は、法第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される法第3条の9第1項(法第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される法第3条の10第2項の規定により適用される場合を含む。)の規定による公表(法第3条の9第1項第2号(法第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される法第3条の10第2項の規定により適用される場合を含む。)の場合に係るものに限る。)又は法第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される法第4条第3項第2号の措置が行われた場合について準用する。

(第二種事業の判定に係る意見の聴取等)

第41条の2 知事は、法第2条第3項に規定する第二種事業について法第4条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による届出に係る書面の写しの送付を受けたときは、当該届出に係る事業が実施されるべき区域を管轄する市町村長にその写しを送付し、法の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を聴くことができる。

(法の規定による環境影響評価その他の手続を行う者に対する適用除外等)

第42条 法第2条第4項に規定する対象事業（以下「法対象事業」という。）を実施するため法第3章から第8章までの規定による環境影響評価その他の手続を行う者につい

ては、第3章第2節から第5節まで（第10条第3項、第19条及び第20条第3項を除く。）、第4章から第6章まで（第33条から第35条までを除く。）及び第45条第1項第1号から第3号までの規定は、適用しない。

- 2 前項に規定する者に対する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条第3項	第1項の	法第10条第1項の規定により意見を述べる
	方法書	法第5条第1項の方法書
第19条第1項	前条	法第19条
	次条第1項	法第20条第1項
	準備書	法第14条第1項の準備書
第19条第2項	事業者	法第2条第5項の事業者(以下「法の事業者」という。)
	関係市町村長	法第15条の関係市町村長
第20条第3項	第1項の	法第20条第1項の規定により意見を述べる
	準備書	法第14条第1項の準備書
第33条	事業者	法の事業者
	関係市町村長	法第15条の関係市町村長
第34条第1項	事業者	法の事業者
	対象事業に係る工事に着手した後、評価書に記載された事後調査を実施し、その結果について規則で定める事項を記載した報告書（以下「事後調査報告書」という。）を作成し	法第38条の2第1項に規定する報告書（以下「法の報告書」という。）を作成したときは
	関係市町村長	法第15条の関係市町村長
第34条第2項	事後調査報告書	法の報告書
	事業者	法の事業者
第35条第1項	前条第1項	第42条第2項において準用する第34条第1項
	事後調査報告書	法の報告書
	事業者	法の事業者
第44条第1項	事業者	法の事業者
第44条第2項	事業者	法の事業者
	事業実施想定区域又は対象事業実施区域	法第3条の2第1項に規定する事業実施想定区域又は法第5条第1項第3号に規定する対

		象事業実施区域
第 45 条第 1 項	事業者	法の事業者
第 45 条第 1 項第 4 号	事後調査報告書	法の報告書
第 45 条第 1 項第 5 号	第 35 条第 1 項	第 42 条第 2 項において準用する第 35 条第 1 項
第 45 条第 1 項第 6 号	前条第 1 項	第 42 条第 2 項において準用する第 44 条第 1 項
第 45 条第 1 項第 7 号	前条第 2 項	第 42 条第 2 項において準用する第 44 条第 2 項

- 3 第 19 条及び第 20 条第 3 項の規定は、法第 48 条第 1 項に規定する対象港湾計画(以下「法対象港湾計画」という。)について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 19 条第 1 項	前条	法第 48 条第 2 項において準用する法第 19 条
	次条第 1 項	法第 48 条第 2 項において準用する法第 20 条第 1 項
	準備書	法第 48 条第 2 項において準用する法第 14 条第 1 項の準備書
第 19 条第 2 項	事業者	法第 48 条第 1 項の港湾管理者
	関係市町村長	法第 48 条第 2 項において準用する法第 15 条の関係市町村長
第 20 条第 3 項	第 1 項の	法第 48 条第 2 項において準用する法第 20 条第 1 項の規定により意見を述べる
	準備書	法第 48 条第 2 項において準用する法第 14 条第 1 項の準備書

- 4 知事は、第 1 項に規定する者が法第 29 条第 3 項の規定による公告又は法第 30 条第 1 項の規定による公告(同項第 2 号の場合に係るものに限る。)を行った場合において、当該事業が対象事業に該当するときは、この条例の規定に相当する法の規定により行われた環境影響評価その他の手続を、この条例の規定により行われた環境影響評価その他の手続とみなすことができる。

- 5 前項の規定は、都市計画決定権者が法第 40 条第 2 項の規定により読み替えて適用される法第 29 条第 3 項の規定による公告又は法第 30 条第 1 項の規定による公告（同項第 2 号の場合に係るものに限る。）を行った場合について準用する。
- 6 第 4 項の規定は、港湾管理者が法第 48 条第 2 項において準用する法第 30 条第 1 項の規定による公告（同項第 2 号の場合に係るものに限る。）を行った場合について準用する。この場合において、「当該事業が対象事業に」とあるのは「当該港湾計画が対象港湾計画に」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と読み替えるものとする。

第 9 章 熊本県環境影響評価審査会

（熊本県環境影響評価審査会）

第 43 条 環境影響評価、事後調査その他の手続に係る技術的な事項を調査審議するため、熊本県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、委員 30 人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 審査会は、必要に応じて、委員以外の者の意見を聴くことができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 10 章 雑則

（報告の徴収及び立入調査）

第 44 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、対象事業の実施状況又は対象事業に係る環境影響評価及び事後調査その他の手続の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、事業者の事務所、事業実施想定区域又は対象事業実施区域その他知事が必要と認める場所に立ち入り、対象事業の実施状況又は対象事業に係る環境影響評価及び事後調査その他の手続の実施状況を調査させることができる。
- 3 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（勧告及び公表）

第 45 条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事業者に対し、必要な措置をとることを勧告することができる。

- （1）この条例の規定に違反して環境影響評価及び事後調査その他の手続を実施しないとき。
- （2）虚偽の記載をした配慮書、方法書、準備書又は評価書を送付したとき。

(3) 第 27 条第 1 項(同条第 3 項及び第 28 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定に違反して対象事業を実施したとき。

(4) 虚偽の記載をした事後調査報告書を送付したとき。

(5) 第 35 条第 1 項の規定による必要な措置をとらなかったとき。

(6) 前条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(7) 前条第 2 項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

2 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(県との連携)

第 46 条 事業者は、この条例の規定による公告若しくは縦覧又は方法書説明会若しくは準備書説明会の開催について、県と密接に連絡し、必要があると認めるときは県に協力を求めることができる。

(隣接県との協議)

第 47 条 知事は、第 4 条の 4 又は第 6 条に規定する地域に本県の区域に属しない地域が含まれているときは、当該地域における環境影響評価及び事後調査その他の手続に関して、当該地域を管轄する県の知事と協議するものとする。

(市町村との関係等)

第 48 条 県は、関係する市町村と連携し、かつ、協力して、この条例の適切かつ円滑な運用に努めるものとする。

2 市町村が対象事業に係る環境影響評価及び事後調査に関し条例を制定している場合において、当該条例の内容がこの条例の趣旨に即したものであり、かつ、環境の保全に関しこの条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が指定したときは、当該市町村の区域内に限って実施される対象事業については、この条例の規定は、適用しない。

(調査研究等)

第 49 条 県は、環境影響評価及び事後調査の技術及び手法の調査及び研究に努めるとともに、これらに関する情報の収集及び整理を行い、事業者及び県民に対し、この条例に基づく環境影響評価、事後調査その他の手続を行うに当たって必要な情報の提供に努めるものとする。

(適用除外)

第 50 条 第 3 章から第 7 章までの規定は、次に掲げる事業については、適用しない。

(1) 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 87 条の規定による災害復旧の事業又は同法第 88 条第 2 項に規定する事業

- (2) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 84 条の規定が適用される場合における同条第 1 項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業
- (3) 被災市街地復興特別措置法(平成 7 年法律第 14 号)第 5 条第 1 項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第 3 号に規定する事業

(委任)

第 51 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 9 章の規定 公布の日
- (2) 第 1 章、第 2 章、附則第 4 条及び別表の規定 公布の日から起算して 9 月を超えない範囲内において規則で定める日

(経過措置)

第 2 条 この条例の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業について、熊本県行政手続条例(平成 7 年熊本県条例第 53 号)第 34 条に規定する行政指導その他の措置の定めるところに従って作成された次の各号に掲げる書類(知事が定めるものに限る。)があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

- (1) 環境影響評価の項目を記載した書類であって知事及び環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長(以下この項において「知事等」という。)に対する送付、縦覧その他の第三者の意見を聴くための手続を経たものであると認められるもの 第 7 条の手続を経た方法書
- (2) 前号に掲げる書類に対する環境の保全の見地からの意見の概要を記載した書類であって知事等に対する送付の手続を経たものであると認められる書類 第 9 条の書面
- (3) 知事が第 1 号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類 第 10 条第 1 項の書面
- (4) 環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの一般の意見を聴くための準備として作成された書類であって、第 15 条の公告及び縦覧並びに第 16 条第 1 項又は同条第 4 項後段の規定による周知のための措置に相当する手続を経たものと認められるもの 第 15 条及び第 16 条の手続を経た準備書

- (5) 前号に掲げる書類に対する環境の保全の見地からの意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類であって知事等に対する送付の手続を経たものであると認められるもの 第 18 条の手続を経た同条の書類
- (6) 知事が第 4 号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類 第 20 条第 1 項の書面
- (7) 前号の意見が述べられた後に第 4 号に掲げる書類の記載事項の検討を行った結果を記載したものであると認められるもの 第 21 条第 2 項の手続を経た評価書
- (8) 第 23 条の公告に相当する公開の手続を経たものであると認められる書類 第 23 条の手続を経た評価書

第 3 条 対象事業であって次に掲げる事業(第 1 号から第 4 号までに掲げるものにあつては、この条例の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後その内容を変更せず、又は事業規模の縮小その他の規則で定める軽微な変更のみをして実施されるものに限る。)については、第 3 章から第 7 章までの規定は、適用しない。

- (1) 施行日前に免許等が与えられ、又は特定届出がなされた事業
 - (2) 施行日前に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 17 号)第 2 条第 1 項第 1 号の補助金若しくは同項第 2 号の負担金又は知事が定める補助金の交付の決定がなされた事業
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法律の規定により定められる国の計画で施行日前に当該国の計画が定められているもの(知事が定めるものに限る。)
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、施行日前に都市計画法第 17 条第 1 項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業
 - (5) 前号に掲げるもののほか、施行日から起算して 6 月を経過する日までに実施される事業
- 2 前項各号に掲げる事業に該当する事業であつて、施行日以後の内容の変更(環境影響の程度を低減するものとして規則で定める条件に該当するものに限る。)により対象事業として実施されるものについては、第 3 章から第 7 章までの規定は、適用しない。

第 4 条 この条例の施行後に事業者となるべき者は、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行後からこの条例の施行前において、第 3 章の規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

- 2 前項に規定する者は、同項の規定に基づき環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、遅滞なく、規則に定めるところにより、その旨を知事に届け出るものとする。
- 3 前項の規定による届出を受けた知事は、遅滞なく、その旨を公告するものとする。
- 4 前項の規定による公告がされた場合において、第 1 項に規定する者が第 3 章の規定の例による環境影響評価その他の手続を行ったときは、知事は、当該規定の例による手続を行うものとする。

- 5 前項の規定による手続が行われた対象事業については、当該手続は、この条例の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。

(委任)

- 第5条 附則第2条から前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置に関する事項は、規則で定める。

附 則(平成23年3月23日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年12月25日条例第76号)

(施行期日)

- 第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第50条の改正規定及び附則第7条（この条例による改正後の熊本県環境影響評価条例（以下「新条例」という。）第37条第2項の規定に係る部分を除く。）の規定は、平成27年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 第2条 新条例第4条の2から第4条の6までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に環境影響評価方法書を公告した事業については、適用しない。

- 第3条 この条例の施行後に事業者となるべき者は、この条例の施行前において、新条例第4条の2から第4条の7までの規定の例による計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うことができる。

- 2 前項の規定による手続が行われた対象事業については、当該手続は、新条例の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。

- 3 前2項の規定は、この条例の施行後に新条例第37条第1項の規定により環境影響評価その他の手続を事業者に代わるものとして行う都市計画決定権者となるべき者について準用する。

- 第4条 新条例第7条、第15条及び第23条の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る環境影響評価方法書、環境影響評価準備書又は環境影響評価書について適用する。

- 第5条 新条例第7条の2（新条例第16条第2項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る環境影響評価方法書又は環境影響評価準備書について適用する。

- 第6条 新条例第34条第2項（新条例第42条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定は、施行日以後に新条例第34条第1項（新条例第42条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により送付のあった事後調査報告書（新条例第42条第2項の規定により新条例第34条第2項の規定を読み替えて適

用する場合にあつては、新条例第 42 条第 2 項の規定により読み替えて適用される第 34 条第 1 項に規定する報告書) について適用する。

第 7 条 新条例第 50 条の規定は、附則第 1 条ただし書に規定する規定の施行の日以後に新条例第 23 条（新条例第 37 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による公告又は新条例第 27 条第 3 項（新条例第 28 条第 3 項において準用する場合及び新条例第 37 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第 28 条第 3 項において読み替えて準用する新条例第 27 条第 1 項（新条例第 37 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する公告が行われる事業について適用し、その他の事業に係る環境影響評価及び事後調査その他の手続については、なお従前の例による。

別表(第 2 条関係)

- 1 一般国道その他の道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 2 条第 1 項に規定する道路その他の道路の新設及び改築の事業
- 2 河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 3 条第 1 項に規定する河川に関するダムの新築、堰(せき)の新築及び改築の事業(以下「ダム新築等事業」という。)並びに同法第 8 条の河川工事の事業でダム新築等事業でないもの
- 3 鉄道事業法(昭和 61 年法律第 92 号)による鉄道及び軌道法(大正 10 年法律第 76 号)による軌道の建設及び改良の事業
- 4 空港整備法(昭和 31 年法律第 80 号)第 2 条第 1 項に規定する空港その他の飛行場及びその施設の設置又は変更の事業
- 5 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 38 条に規定する事業用電気工作物であつて発電用のものの設置又は変更の工事の事業
- 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設及び同法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設の設置並びにその構造及び規模の変更の事業
- 7 公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号)による公有水面の埋立て及び干拓その他の水面の埋立て及び干拓の事業
- 8 土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業
- 9 新住宅市街地開発法(昭和 38 年法律第 134 号)第 2 条第 1 項に規定する新住宅市街地開発事業
- 1 工場又は事業場の建設の用に供される一団の土地の造成事業
- 0
- 1 新都市基盤整備法(昭和 47 年法律第 86 号)第 2 条第 1 項に規定する新都市基盤整備事業
- 1 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和 41 年法律第 110 号)第 2 条第 2 項に規定する流通業務団地造成事業
- 2 住宅の建設の用に供される一団の土地の造成事業

3

1 農用地の造成事業

4

1 スポーツ又はレクリエーション施設の設置及び変更の事業

5

1 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 2 条第 6 号に規定する終末処理場の設置及び変更
6 の事業

1 工場又は事業場の設置及び変更の事業

7

1 畜産農業の用に供する施設の設置及び変更の事業

8

1 採石法(昭和 25 年法律第 291 号)第 2 条に規定する岩石、土及び砂利の採取の事業

9

2 前各号に掲げる事業に準じるものとして規則で定める事業

0